

議員提案第4号

防災・減災対策推進のための地方債制度の恒久化を求める意見書

近年、激甚化・頻発化している地震、台風や局地的豪雨等の自然災害は、全国各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路や橋梁の寸断や崩壊等の甚大かつ深刻な被害をもたらしており、地方自治体においては防災・減災対策の推進が喫緊の課題となっている。

国においては、地方自治体の取り組みを推進させるため、緊急的な河川の浚渫等を実施するための緊急浚渫推進事業や防災・減災対策を実施するための緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業といった地方単独事業に対し地方債の活用を認め地方交付税措置を行うなどの支援策を時限的に実施し、本市においてもこれらの地方債制度を積極的に活用し防災・減災の取り組みを進めてきた。

しかしながら、緊急浚渫推進事業は令和6年度、緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業は令和7年度が期限とされている。そのため、防災・減災対策に終わりではなく今後も継続的に取り組む必要がある中で、財源の確保が大きな課題となっている。

よって、国においては、今後も地方自治体が防災・減災対策を引き続き推進することができるよう、財源を安定して確保するため緊急浚渫推進事業、緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業について、地方債制度を恒久化するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

令和6年12月24日

川口市議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(防災)

様